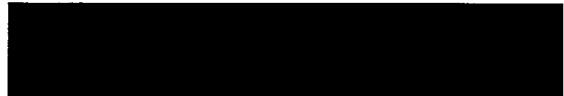


## 裁 決 書

審査請求人



処分庁



所長

審査請求人が平成28年9月16日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主 文

処分庁が、平成28年8月30日付けで行った [REDACTED] の保護変更決定処分を取り消す。

### 事案の概要

- 1 平成23年6月6日、処分庁は、審査請求人（以下「請求人」という。）世帯に対し、法による保護を開始した。請求人は児童手当を受給していたため、処分庁は、同手当を収入として認定した。
- 2 平成27年4月1日、請求人の長男（以下「長男」という。）が児童手当の支給要件を満たさなくなったことにより同手当の支給対象外となった。
- 3 平成28年4月1日、請求人の次男（以下「次男」という。）が児童手当の支給要件を満たさなくなったことにより同手当の支給対象外となった。

4 平成28年8月30日付けで、処分庁は請求人に対し、「長男による児童手当削除漏れにより同年6月分保護費として追給する。」ことを理由として、保護変更決定（以下「本件決定」という。）を行い、同年9月1日付けで請求人に通知した。

5 請求人は、平成28年9月16日、大阪府知事に対し、本件決定の取消しを求める審査請求をした。

#### 審理関係人の主張の要旨

##### 1 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

平成27年4月より児童手当の支払いが削除され生活扶助加算の手続きが職員の方のミスにより 長男 同月から平成28年5月までの14カ月間 次男 同年4月から同年5月までの2カ月間支払われず、不足分の支払いをお願いする。

(2) 請求人が審査庁に提出した反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア 平成28年9月9日今回の処理について説明および謝罪とあるが、担当者よりお金が下りるので受け取りに来るよう連絡があり訪問し請求人が追求し説明があった。

請求人は長年うつ病を患っており思考回路が正常でないと思われ、追求しなければ担当者のミスを隠したまま支給しあまりにも不誠実な対応で隠されていたという感が払拭できない。

イ 平成27年6月5日に受給した同年2月から同年5月分の児童手当は同年6月から同年9月分保護費で収入認定することとなるとあるが、どのような計算をされているのか分からぬが

同年6月5日 6万円支給 長男 同年2月から同年3月分 2万円

次男 同年2月から同年5月分 4万円

児童手当の振込みがあった。

保護費については、同年4月から同年6月分142,700円

同年7月から同年9月分 141,720円であり変化がないので請求人は長男 同年4月から平成28年5月までの14カ月 次男 同年4月から同年5月の2カ月、計16カ月分支給されていないと認識している。

ウ 生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないとあるが、平成28年4月から同年9月までの6カ月間約122,000円で高校男子2人と請求人の3人で生活し高校積立金約4万円を毎月支払うことができなかった。

このような担当者のミスより支給されなかつたことは無責任で不誠実で納得できない。

(3) 請求人から提出のあつた証拠書類には次の記載がある。

ア 平成28年8月31日付けで、処分庁が請求人に対し通知した保護決定通知書には、「保護変更 同年7月1日、保護決定理由 次男の同年6月の就労収入を同年7月分保護費に収入認定します 請求人の児童扶養手当額の認定変更をします、今回は日割計算などにより次の金額を支払います。随時払い 10,000円」との記載がある。

イ 平成28年8月31日付けで、処分庁が請求人に対し通知した保護決定通知書には、「保護変更 同月1日、保護決定理由 次男の同年7月の就労収入を同年8月分保護費に見込み認定します 請求人の児童扶養手当額の認定変更をします、今回は日割計算などにより次の金額を支払います。随時払い 20,000円」との記載がある。

ウ 平成28年8月31日付けで、処分庁が請求人に対し通知した保護決定通知書には、「保護変更 同年9月1日、保護決定理由 次男の同年8月の就労収入を同年9月分保護費に見込み認定します 請求人の児童扶養手当額の認定変更をします、今回は日割計算などにより次の金額を支払います。随時払い 20,000円」との記載がある。

エ 平成28年9月1日付けで、処分庁が請求人に対し通知した本件決定通知書には、「承認期間 同年6月分、保護決定理由 長男による児童手当削除漏れにより同年6月分保護費として追給する。上記扶助額について次のとおり支払います。随時払い 10,000円」との記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が平成29年1月19日に受理した処分庁の弁明書には、以下の記載がある。

ア 平成23年6月6日

生活保護開始日。同年6月分保護費より請求人が受給している児童手当について「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。) 第8-1(4)アに基づき収入認定を開始

イ 平成27年4月1日

長男年齢到達により児童手当の支給対象外となる

ウ 平成27年6月5日

請求人、同年2月から同年5月分の児童手当を受給 (同年4月分より長男分減額)

工 平成27年8月1日

同月分保護費において、減額された同年4月分児童手当額に収入認定変更処理すべきところ処理せず

オ 平成27年10月5日

請求人、同年6月から同年9月分の児童手当を受給

カ 平成28年2月5日

請求人、平成27年10月から平成28年1月分の児童手当を受給

キ 平成28年4月1日

次男年齢到達により請求人の児童手当受給資格喪失

ク 平成28年4月5日

請求人、同年2月から同年3月分の児童手当を受給

ケ 平成28年8月30日、同月31日

平成27年8月分保護費より児童手当額の収入認定変更処理が出来ていないことに気付き、現時点で遡及して処理出来る平成28年6月分保護費より局長通知第8-1(4)アに基づき児童手当額の収入認定変更処理を行う。(本件決定)

また、請求人の児童手当受給資格喪失により同年8月分保護費より児童手当の収入認定額を削除する

コ 平成28年9月9日

請求人、来庁。今回の処理についての説明及び生活保護決定通知書の交付を行い、謝罪する。同年6月から同年9月分保護費の差額を支給する

サ 平成28年9月1日付け処分庁が行った児童手当削除漏れによる決定処分となっているが、システムからの出力過程で決定通知書の日付に誤りが生じており、処分庁は、同年8月30日付けで本件決定を行っている。

シ 本件について請求人は、長男においては平成27年4月から平成28年5月まで14ヶ月間、次男においては同年4月から同年5月までの2か月間、児童手当が支給されなかったにもかかわらず、処分庁より生活保護費の差額が支給されなかつたことを不服としている。

ス 児童手当の収入認定については、局長通知第8-1(4)アに基づき「実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること」となっているため、請求人が平成27年6月5日に受給した同年2月から同年5月分の

児童手当は同年6月から同年9月分保護費で収入認定することとなる。

長男が同年4月より児童手当の支給対象外となったことにより同月分より児童手当額が減額となったため、処分庁は同年8月分保護費より児童手当額の収入認定変更を行うところであるが、同月から平成28年5月分保護費までの10か月間変更処理を行っておらず、生活保護費の差額を請求人に支給していないことは事実である。

しかし、処分庁は、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。) 第10の11、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。) 問13-2に基づき、その事実が判明した時点(平成28年8月30日)で遡及可能な同年6月分保護費より変更処理を行っている。このことは、「3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でない」との考えによるものもある。

セ 請求人は、次男が平成28年4月より児童手当の支給対象外となったことにより、同月に児童手当の受給資格を喪失している。

それに伴い処分庁は、同年8月分保護費より児童手当の収入認定額の削除を行っており正當に処理を行っている。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成27年8月1日付けの保護決定調書には、「変更年月日 同日」、収入のその他収入の欄に、「児童手当 20,000円」の記載がある。

イ 平成28年8月30日付けのケース記録票には、「長男年齢到達により、児童手当の収入認定額を本来であれば平成27年8月分保護費より1万円に変更しなければいけなかったが、変更処理できていなかったため、現時点で遡及できる平成28年6月分保護費より児童手当額を1万円に変更する。」との記載がある。

ウ 平成28年8月31日付けのケース記録票には、「長男年齢到達により児童手当の収入認定額を1万円に変更する。(中略) 次男年齢到達により、同月分保護費より児童手当の収入認定を削除する。」との記載がある。

エ 平成28年8月31日付けの保護決定調書には、「変更年月日 同年7月1日、決定理由 次男の同年6月の就労収入を同年7月分保護費に収入認定します 請求人の児童扶養手当額の認定変更をします」と記載され、収入のその他収入の欄に、「児童手当 10,000円」の記載がある。

オ 平成28年8月31日付けの保護決定調書には、「変更年月日 同月1日、決定理由

次男の同年7月の就労収入を同年8月分保護費に見込み認定します 請求人の児童扶養手当額の認定変更をします」と記載され、収入のその他収入の欄に、児童手当に関する記載がない。

(3) 審理員の質問結果記録書には、以下の趣旨の記載がある。

平成27年8月1日に、同月分保護費において、減額された同年4月分児童手当額に収入認定変更処理すべきところ処理せずとあると弁明されていたが、認定変更処理をしていなかったのは、処分庁の瑕疵と考えているかという問い合わせについて、「同年8月分保護費支給処理時に児童手当の収入認定額の変更処理を行わないといけなかったにも関わらず行っておらず、その後も気付くことなく、平成28年8月30日に気付き変更処理を行ったため、瑕疵であると認識している。」旨の回答があった。

### 理由

#### 1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第4条は、生活保護制度の基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (2) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。
- (3) 児童手当法第4条は、「児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。」と定め、同条第1項は、「次のイ又はロに掲げる児童（中略）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（中略）であつて、日本国内に住所（中略）を有するものイ 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童」と定めている。また、同法第8条第4項は、「児童手当は、毎年2月、6月及び10月の3期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた児童手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の児童手当は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。」と定めている。
- (4) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第8の3の(2)のアの(ア)において、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支

給する金銭を含む。)については、その実際の受給額を認定すること。」と定めている。

- (5) 局長通知第8の1の(4)思給、年金等の収入のアでは、「思給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、6箇月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」と定めている。
- (6) 課長通知問第10の11の答では、実施機関からの追加支給を行うべき場合について、「次回支給月以後の収入充当額を減額することによって調整することは認められないものであり、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づき、扶助費支給額の変更決定を行って追加支給すること。」と定めている。
- (7) 問答集の問13の2の(答)1では、既に扶助費を支給した月の最低生活費の額を増額して認定する必要が生じた場合について、「一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でないので、最低生活費の遡及変更は3か月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべきであろう。これは、行政処分について不服申立期間が一般に3か月とされているところからも支持される考え方であるが、3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由のひとつである。」としている。

## 2 本件決定について

- (1) 本件についてみると、前記2 処分庁の主張の(1)及び(2)のとおり、処分庁は、平成28年8月に、平成27年8月分からは長男に係る児童手当について収入認定すべきではなかったことを発見したため、前記1の(7)により、発見月の前々月である平成28年6月に遡り収入認定を削除する本件決定を行ったことが認められる。
- (2) 処分庁は、前記1の(7)に基づき、扶助費の遡及支給は3か月と限定されていることから、長男の児童手当にかかる収入認定額の変更は、発見月からその前々月までとする本件決定を行った旨主張する。
- 確かに、前記1の(7)では、法に基づく生活保護の扶助費は生活困窮に直接的に対処する給付という性質のものであることから、保護費の遡及支給の限度は3か月とされており、3か月を超えて追加支給することは妥当でないと示されているところである。
- しかしながら、本件については、前記2 処分庁の主張の(1)の工、ス、(2)のイ及び(3)にあるとおり、処分庁において、長男に係る児童手当額の収入認定変更について、平成27年8月から当然変更すべきところ変更処理を行っていないこと、年齢到達により児童手当を受給していないことは請求人からの申告がない限り判明し得ない内容のものではなく、処分庁としても児童手当の受給額等を把握することは可能で確認漏

れがあったという事実は処分庁自身が認めているところであり、本件決定に係る手続に瑕疵があることは明らかであることが認められる。

この点に加え、最高裁大法廷昭和42年5月24日判決（最高裁判所民事判例集21巻5号1043頁）が、「生活保護法は、『この法律の定める要件』を満たす者は、『この法律による保護』を受けることができると規定し（2条参照）、その保護は、厚生大臣の設定する基準に基づいて行なうものとしているから（8条1項参照）、右の権利は、厚生大臣が最低限度の生活水準を維持するにたりると認めて設定した保護基準による保護を受け得ることにあると解すべきである。」と述べていることも併せかんがみると、処分庁がその過誤により請求人に平成27年8月分以降の児童手当にかかる収入認定額を見直していない限りで、これ以降の保護費の算出に瑕疵があるといふことができる。

また、東京高等裁判所平成24年7月18日判決は、「実質的にみても、要保護者がした生活保護の開始申請に対し、保護の実施機関が、当該申請が保護の要件を具備しているにもかかわらず、これを却下する旨の決定をした場合に、その却下決定が取り消されても、過去の生活保護の申請権又はその申請に対応すべき実施機関としての地位が消滅しているために、もはや過去の生活保護についてはこれを受けることができないものとするならば、適正な保護の実施をしなかった保護の実施機関が要保護者の権利の下に利益を受けることとなるのであって（要保護者において国家賠償の訴えを提起することにより救済を求めることも考えられるが、国家賠償の訴えでは公務員の職務行為上の違法性や故意過失が問題とされるため、必ずしも十分な救済を受けることができない。）、このようなことは、全ての国民に対し必要な保護を行いその最低限度の生活を保障するという生活保護法の目的に照らして容認することができず、保護の実施機関は、過去の生活保護に遡及して開始決定をし、扶助費を支給することが可能であるといふべきである（東京地裁昭和47年12月25日判決・行裁集23巻12号946頁参照）。」と判示する。

これらを踏まえると、処分庁の過誤により、平成27年8月分以降の保護費の決定処分に手続き上の瑕疵があるにもかかわらず、本件決定がこれら処分の適法性を前提として平成28年8月分からの3か月分の遡及支給を行っている点で、本件決定は瑕疵があるものと言わざるを得ず、取消しを免れない。

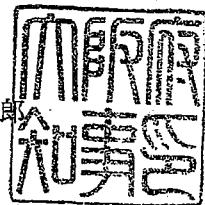
なお、請求人は次男分についても、同年4月及び同年5月分の2か月分の収入認定誤りについて併せて主張しているが、次男分については、前記1の（3）及び（7）に照らし、同年4月受給分は、同年2月分及び同年3月分の児童手当で、これらは同年6月分及び同年7月分に収入認定されるものであり、同年4月分以降の児童手当は年齢到達により受給していないことから、同年8月分以降は収入認定額の削除を行ったものであり、この限りにおいては適正な処理であることを付言する。

### 3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成29年8月2日

審査庁 大阪府知事 松井 一郎



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。  
また、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。  
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めるることはできません。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。